

兵庫県公報

令和3年12月17日 金曜日 第269号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	2
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	2
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	5
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	5
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	6
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（同）	6
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（同）	6
○ 建設業者の営業所の所在地の不確知（県土整備部総務課）	11
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 土地区画整理事業の換地処分完了の届出（市街地整備課）	14
公 告	
○ 令和3年度兵庫県技能顕功賞表彰（能力開発課）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（丹波県民局）	18
企業庁公告	
○ 入札公告（広域水道事務所）	19
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（利水事務所）	25
○ 同 上（同）	28
○ 同 上（同）	32
○ 同 上（同）	35
○ 同 上（同）	38
内水面漁場管理委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	41
教育委員会公告	
○ 入札公告	42
公安委員会告示	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	44

告 示

兵庫県告示第1291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
中筋北部土地改良区	令和3年11月18日
笹野土地改良区	令和元年6月20日
照来土地改良区	令和3年10月4日



兵庫県告示第1292号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

田原東部土地改良区

氏名	住所
石川科文	神崎郡福崎町東田原1160番地1
古田敏一	同 郡同 町東田原398番地3
高井一明	同 郡同 町東田原1153番地
松岡繁克	同 郡同 町東田原1251番地2
吉識泰輝	同 郡同 町大貫2473番地
埴岡三人	同 郡同 町大貫2537番地2
多田道一	同 郡同 町東田原1804番地1
河嶋重一郎	同 郡同 町東田原2297番地1
安井淳昌	同 郡同 町東田原2302番地
姫田紀生	同 郡同 町西田原323番地2
繁内幹夫	同 郡同 町西田原150番地2
長谷川尚志	同 郡同 町西田原788番地
長谷川秀行	同 郡同 町西田原779番地
佐伯正全	同 郡同 町東田原1067番地



兵庫県告示第1293号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和3年11月24日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地環境整備事業	安賀地区	令和3年12月17日から 令和4年1月6日まで	宍粟市役所

~~~~~

**兵庫県告示第1294号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡香美町村岡区高津字中尾261の2から261の5まで
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第1295号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町村岡区高津字神場1394の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

**兵庫県告示第1296号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡香美町香住区中野字アシタニ537
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1297号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町歌長字大空1663の1、1663の2
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1298号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町歌長字中松尾1936、字横道2309
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1299号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町歌長字譲葉2234の2、2234の5、2238
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1300号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町丹土字深山谷1298の5、1298の6
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1301号**

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成29年兵庫県告示第1051号(漁船保険の付保義務の発生)で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和3年12月24日限りで消滅する。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

東播磨加入区



**兵庫県告示第1302号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和3年12月25日から発生する。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

東播磨加入区



**兵庫県告示第1303号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 加入区  |                                                                                                                  | 同意成立年月日    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 区域名  | 区分                                                                                                               |            |
| 室津区域 | 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船により船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業並びにはなつぎ網漁業 | 令和3年11月24日 |
| 丸山区域 | 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業                                                                                | 同上         |
| 塩田区域 | 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業                                                                                | 同上         |



**兵庫県告示第1304号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第1号に掲げるうなぎ稚魚漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

| 区域番号 | 区域名 | 制限措置    |       |               |          |      |       |           |
|------|-----|---------|-------|---------------|----------|------|-------|-----------|
|      |     | 漁業種類    | 操業区域  | 漁業時期          | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 漁業者の数 | 漁業を営む者の資格 |
| 1    | 武庫川 | うなぎ稚魚漁業 | 別記1の1 | 2月1日から4月30日まで | —        | —    | 定めなし  | 別記2の1     |

|    |              |    |        |    |    |    |    |       |
|----|--------------|----|--------|----|----|----|----|-------|
| 2  | 鳴尾川          | 同上 | 別記1の2  | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 3  | 妙法寺川         | 同上 | 別記1の3  | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 4  | 福田川          | 同上 | 別記1の4  | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 5  | 山田川          | 同上 | 別記1の5  | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 6  | 明石川          | 同上 | 別記1の6  | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 7  | 谷八木川         | 同上 | 別記1の7  | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 8  | 赤根川          | 同上 | 別記1の8  | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 9  | 瀬戸川          | 同上 | 別記1の9  | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 10 | 喜瀬川          | 同上 | 別記1の10 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 11 | 別府川          | 同上 | 別記1の11 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 12 | 水田川          | 同上 | 別記1の12 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 13 | 泊川           | 同上 | 別記1の13 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 14 | 加古川①         | 同上 | 別記1の14 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 別記2の2 |
| 15 | 加古川②         | 同上 | 別記1の15 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 別記2の3 |
| 16 | 堀川           | 同上 | 別記1の16 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 別記2の1 |
| 17 | 大木曾水路        | 同上 | 別記1の17 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 18 | 法華山谷川        | 同上 | 別記1の18 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 19 | 鹿島川<br>(松村川) | 同上 | 別記1の19 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 20 | 天川           | 同上 | 別記1の20 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 21 | 市川           | 同上 | 別記1の21 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 22 | 船場川          | 同上 | 別記1の22 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 23 | 夢前川          | 同上 | 別記1の23 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 24 | 揖保川          | 同上 | 別記1の24 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 25 | 富島川          | 同上 | 別記1の25 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 26 | 加里屋川         | 同上 | 別記1の26 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 27 | 洲本市          | 同上 | 別記1の27 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 別記2の4 |
| 28 | 淡路市          | 同上 | 別記1の28 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 別記2の5 |
| 29 | 南あわじ市        | 同上 | 別記1の29 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 別記2の6 |
| 30 | 中村川          | 同上 | 別記1の30 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 別記2の1 |
| 31 | 汐入川          | 同上 | 別記1の31 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |

|    |        |    |        |    |    |    |    |    |
|----|--------|----|--------|----|----|----|----|----|
| 32 | 芋谷川    | 同上 | 別記1の32 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 33 | 天和雨水水路 | 同上 | 別記1の33 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年1月4日から同年3月31日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年2月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和5年1月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付けることがある。

| 区域番号                 | 条件          |
|----------------------|-------------|
| 1から28まで及び30から33までの区域 | 別記3の1から9まで  |
| 29の区域                | 別記3の1から10まで |

(3) 洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者が申請可能な区域

洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者は、区域番号の1から26まで及び30から33までの区域から2区域を選択して申請することができる。

別記1 操業区域

(注) 緯度経度は秒の単位を端数処理により小数第1位までとしているため参考値。

1 阪神高速5号湾岸線橋梁下流端から阪神電気鉄道阪神本線橋梁下流端までの区域

2 次の点A、B、C及びDを結んだ線から上流の区域

A 鳴尾川左岸波除堤基部（北緯34度42分19.1秒 東経135度21分49.7秒）

B 鳴尾川左岸波除堤北西端（北緯34度42分19.5秒 東経135度21分48.6秒）

C 鳴尾川右岸波除堤突端北東角（北緯34度42分21.2秒 東経135度21分48.3秒）

D 鳴尾川右岸波除堤基部（北緯34度42分22.5秒 東経135度21分47.4秒）

3 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域

A 妙法寺川左岸河川護岸突端（北緯34度38分34.1秒、東経135度8分6.4秒）

B 妙法寺川右岸物揚場南東角（北緯34度38分33.7秒、東経135度8分5.1秒）

4 垂水漁港臨港道路福田川橋梁下流端から上流の区域

5 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域

A 山田川左岸護岸下流端（北緯34度38分20.3秒、東経135度1分33.8秒）

B 山田川右岸護岸下流端（北緯34度38分21.3秒、東経135度1分32.4秒）

6 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域

A 明石川左岸護岸下流端（明石市大観町南西角 北緯34度38分35.5秒、東経134度58分42.6秒）

B 明石川右岸護岸下流端（明石市船上町南東角 北緯34度38分35.6秒、東経134度58分35.6秒）

7 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域

A 谷八木川左岸護岸下流端（北緯34度39分48.6秒、東経134度56分34.3秒）

B 谷八木川右岸護岸下流端（北緯34度39分49.5秒、東経134度56分32.4秒）

8 県道380号（江井ヶ島大久保停車場線）赤根川橋梁下流端から上流の区域

9 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域

A 瀬戸川左岸護岸下流端（北緯34度41分19.9秒、東経134度53分44.2秒）

B 瀬戸川右岸護岸下流端（北緯34度41分21.3秒、東経134度53分41.6秒）

10 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域

A 喜瀬川左岸護岸下流端（浜田埋立地南西角 北緯34度42分39.6秒、東経134度51分33.7秒）

B 阿閩漁港埋立地南東角（北緯34度42分41.2秒、東経134度51分31.4秒）



- 11 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域。ただし、水田川の区域（水田川排水機場水門下流端から上流の区域）を除く。
  - A 別府川河口左岸波除堤基部（北緯34度42分55.6秒、東経134度50分49.9秒）
  - B 別府川河口左岸波除堤突端北西角（北緯34度42分56.3秒、東経134度50分47.5秒）
  - C 別府川河口右岸東播磨港別府港埋立地南東角（北緯34度42分55.5秒、東経134度50分43.4秒）
- 12 水田川排水機場水門下流端から上流の区域
- 13 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
  - A 東播磨港尾上地区西物揚場南西角（泊川左岸導流堤）突端（北緯34度43分56.7秒、東経134度48分43.4秒）
  - B 東播磨港別府西港区西防波堤北東角（北緯34度43分53.6秒、東経134度48分40.8秒）
- 14 次の点A及びBを結んだ線から山陽電気鉄道加古川橋梁下流端までの区域
  - A 高砂市高砂町向島公園東護岸南角の防波堤（導流堤）基部（北緯34度44分4.3秒、東経134度48分15.5秒）
  - B 泊川最下流の橋梁の中心点を通る同橋梁に平行にひいた線と加古川左岸との交点（北緯34度44分5.9秒、東経134度48分40.2秒）
- 15 次の点A及びBを結んだ線から国道250号（明姫幹線）上流潮止堰堤（古新堰堤）までの区域
  - A 高砂市高砂町向島公園東護岸南角の防波堤（導流堤）基部（北緯34度44分4.3秒、東経134度48分15.5秒）
  - B 泊川最下流の橋梁の中心点を通る同橋梁に平行にひいた線と加古川左岸との交点（北緯34度44分5.9秒、東経134度48分40.2秒）
- 16 次の点A、B及びCを結んだ線から高砂樋門までの区域
  - A 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤基部（北緯34度43分56.4秒、東経134度48分5.2秒）
  - B 堀川河口右岸防波堤突端北東角（北緯34度43分57.3秒、東経134度48分1.6秒）
  - C 堀川河口右岸防波堤基部（北緯34度43分58.6秒、東経134度48分0.9秒）
- 17 東播磨港高砂西港公共岸壁の延長線から上流の区域
- 18 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域
  - A 東播磨港荒井地区東防波堤基部（北緯34度45分1.1秒、東経134度46分8.1秒）
  - B 東播磨港荒井地区東防波堤突端北西角（北緯34度45分1.1秒、東経134度46分3.9秒）
  - C 電源開発株式会社高砂火力発電所専用岸壁南東角（北緯34度45分3.0秒、東経134度45分55.2秒）
- 19 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
  - A 高砂市曾根町埋立地南東角（北緯34度45分38.2秒、東経134度45分58.3秒）
  - B 東播磨港（曾根）公共物揚場北端（北緯34度45分35.4秒、東経134度45分57.7秒）
- 20 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
  - A 高砂市曾根町埋立地南西角（北緯34度45分42.9秒、東経134度45分42.4秒）
  - B 東播磨港伊保地区（曾根）西防波堤基部（北緯34度45分44.0秒、東経134度45分39.3秒）
- 21 次の点A、Bを結んだ線から永世橋下流端までの区域
  - A 姫路市飾磨区中島字川尻新田護岸南東角（北緯34度46分52.7秒、東経134度40分40.0秒）
  - B Aから83度25分の線と対岸との交点（北緯34度46分54.3秒、東経134度40分56.8秒）
- 22 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
  - A 姫路港入船地区埋立地南東角（北緯34度46分46.8秒、東経134度39分0.9秒）
  - B Aから正東（90度）の線と対岸との交点（北緯34度46分46.8秒、東経134度39分14.1秒）
- 23 次の点A及びBを結んだ線から西日本旅客鉄道姫新線橋梁下流端までの区域
  - A 姫路港入船地区埋立地南西角（北緯34度46分46.8秒、東経134度38分55.8秒）
  - B Aから正西（270度）の線と対岸との交点（北緯34度46分46.8秒、東経134度38分45.9秒）
- 24 次の点A及びBを結んだ線から点C及びDを結んだ線までの区域
  - A 姫路市網干区興浜地先揖保川左岸コンクリート堤防北端（北緯34度46分28.8秒、東経134度34分56.3秒）
  - B Aから293度の線と対岸との交点（北緯34度46分30.7秒、東経134度34分50.9秒）
  - C 網干川右岸の揖保川合流点（網干水門北西角）（北緯34度46分53.6秒、東経134度35分9.8秒）
  - D Cから257度の線と対岸との交点（北緯34度46分52.1秒、東経134度35分1.7秒）
- 25 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
  - A 富島川右岸河口突堤基部（北緯34度46分12.8秒、東経134度33分28.4秒）

B Aから130度の線と対岸との交点（北緯34度46分8.9秒、東経134度33分34.0秒）

26 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域

A 千鳥防波堤基部北西角（北緯34度43分53.1秒、東経134度22分32.0秒）

B 松鼻防波堤突端北東角（北緯34度43分58.0秒、東経134度22分25.8秒）

C 松鼻防波堤基部北角（北緯34度43分58.8秒、東経134度22分25.1秒）

27 洲本市内の河川

28 淡路市内の河川

29 南あわじ市内の河川。ただし、三原川右岸御原橋下流端から80メートル下流までの区域を除く

30 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域

A 妻鹿漁港導流堤（中村川左岸導流堤）南西角（北緯34度46分25.3秒、東経134度42分19.8秒）

B Aから293度25分の線と妻鹿漁港東（Ⅱ）防波堤（中村右左岸導流堤）との交点（北緯34度46分25.7秒、東経134度42分18.6秒）

31 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域

A 姫路市大津区勘兵衛町5丁目南東角（北緯34度46分41.0秒、東経134度36分46.2秒）

B Aから正南（180度）の線と対岸との交点（北緯34度46分37.1秒、東経134度36分46.2秒）

32 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域

A 芋谷川左岸護岸下流端（相生市大島町西端）（北緯34度48分21.6秒、東経134度27分59.3秒）

B Aから正北（0度）の線と対岸との交点（北緯34度48分23.7秒、東経134度27分59.3秒）

33 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域

A 赤穂市鷗和（三菱電機赤穂工場）埋立地南東角（北緯34度44分48.0秒、東経134度21分29.4秒）

B Aから160度の線と対岸との交点（北緯34度44分44.8秒、東経134度21分30.8秒）

別記2 漁業を営む者の資格

- 1 洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内ではほんうなぎの養殖業を営む者、又はほんうなぎの養殖業を営む者もしくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 2 洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内ではほんうなぎの養殖業を営む者又は県内ではほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 3 洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内ではほんうなぎの養殖業を営む者又は県内ではほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者のうち操業区域内の漁業権の行使権を有する者もしくは操業区域内の漁業権者の同意を得ている者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 4 洲本市に住所を有する者であって、ほんうなぎの養殖業を営む者もしくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 5 淡路市に住所を有する者であって、ほんうなぎの養殖業を営む者もしくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 6 南あわじ市に住所を有する者であって、ほんうなぎの養殖業を営む者もしくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。

別記3 条件

- 1 たも網によるすくいとり以外の方法により採捕してはならない。
- 2 同時に使用するたも網は1本を超えてはならない。
- 3 火光として使用する照明器具は2個を超えて使用してはならない。
- 4 船舶を使用して採捕してはならない。
- 5 下記漁業従事者以外の者を従事させてはならない。

|       |  |
|-------|--|
| 漁業従事者 |  |
|-------|--|

- 6 操業するときは、採捕従事者証を携帯しなければならない。
- 7 漁獲量の上限5キログラムを超えて採捕してはならない。
- 8 県内ではほんうなぎの養殖業を営む者又は県内ではほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者にあつては、知事が、農林水産大臣から県内ではほんうなぎの養殖業を営む者に配分された池入量

に達するおそれがあるとして採捕の停止を命じた場合は、当該命令に従わなければならない。

9 県内ではほんうなぎの養殖業を営む者以外の者と売買契約を締結している者にあつては、知事が、全国のおなぎ養殖業の池入量が国の定めた池入量に達するおそれがあるとして採捕の停止を命じた場合は、当該命令に従わなければならない。

10 三原川においては発電機を使用してはならない。



**兵庫県告示第1305号**

次の建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同条同項の規定により公告の日から30日を経過した日をもって当該建設業者の許可を取り消す。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 建設業者の商号、代表者の氏名、営業所の所在地、許可番号及び許可年月日

商号 株式会社シミズホーム  
 代表者の氏名 久保田 勝也  
 営業所の所在地 神戸市西区王塚台七丁目103番地  
 許可番号 兵庫県知事許可第117885号  
 許可年月日 令和元年10月10日

2 申出先

神戸県民センター神戸土木事務所建設課  
 〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5  
 電話(078)737-2194・2195



**兵庫県告示第1306号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

2 作業期間

令和3年11月1日から令和4年1月30日まで

3 作業地域

尼崎市昭和通一丁目及び二丁目地内



**兵庫県告示第1307号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

令和3年11月15日から令和4年2月25日まで

3 作業地域

宍粟市及びたつの市の各一部

~~~~~  
兵庫県告示第1308号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（仮BM設置測量及び縦断測量）
- 2 作業期間
令和3年11月15日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域
西脇市下戸田及び上野地内

~~~~~  
**兵庫県告示第1309号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年10月12日から令和4年1月31日まで
- 3 作業地域  
豊岡市辻地内

~~~~~  
兵庫県告示第1310号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和3年11月1日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
朝来市多々良木地内

~~~~~  
**兵庫県告示第1311号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間  
令和3年11月8日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域  
朝来市生野町口銀谷地内

~~~~~  
兵庫県告示第1312号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年11月1日から令和4年1月31日まで
- 3 作業地域
西宮市松生町地内

~~~~~  
**兵庫県告示第1313号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、豊岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（1級水準測量）
- 2 作業期間  
令和3年11月8日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域  
豊岡市弥栄町、日撫及び加陽ほか

~~~~~  
兵庫県告示第1314号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西脇市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（MMS計測による路面性状調査）
- 2 作業期間
令和3年11月10日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
西脇市の一部

~~~~~  
**兵庫県告示第1315号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、養父市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（座標変換）
- 2 作業期間  
令和3年7月7日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域  
養父市八鹿町朝倉、八鹿町米里、八鹿町高柳、森、三谷、船谷、畑、新津、玉見、上野、養父市場、堀畑、

大屋町加保、大屋町笠谷、大屋町大杉、大屋町蔵垣、関宮、葛畑、別宮及び外野



兵庫県告示第1316号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、明石市から換地処分完了の届出があった。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業の名称及び施行者の名称

事業の名称 東播都市計画事業西明石土地区画整理事業（鳥羽新田地区）

施行者の名称 明石市

公 告

令和3年度兵庫県技能顕功賞表彰

兵庫県技能顕功賞規則（昭和41年兵庫県規則第58号）第2条の規定により、令和3年11月10日に次の者を表彰した。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

職種及び氏名

金属材料製造の職業

製鉄工

藤村信也 加古川市

鑄鉄連続鑄造工

丸内淳一 加古川市

手込造型工

矢尾太一 大阪市

機械込造型工

戸田嘉則 姫路市

型打鍛造工

泰井正勝 三木市

刃物製造工

高芝通博 三木市

藤原保彦 三木市

藤田隆英 三木市

熱間圧延工

小篠哲也 姫路市

福永真吾 福崎郡福崎町

圧延仕上工

原口和敏 加古郡稲美町

原材料試験検査工

蔭山敏彦 姫路市

非破壊検査工

戸田雅彦 神戸市垂水区

鑄物仕上工

和泉幸一 大阪府八尾市

金属加工の職業

旋盤工

岡部精一 姫路市

稲継正彦 小野市

数値制御金属工作機械工

|               |        |
|---------------|--------|
| 橋本昭夫          | 伊丹市    |
| 井上紀明          | 尼崎市    |
| 江夏智博          | 尼崎市    |
| 山根大介          | 神戸市西区  |
| 大川和之          | 姫路市    |
| 板金工           |        |
| 安随博之          | 明石市    |
| 金属手仕上工        |        |
| 高田和典          | 加古川市   |
| 清水康臣          | 姫路市    |
| その他の金属加工等の職業  |        |
| 製かん工          |        |
| 木村隆           | 神戸市灘区  |
| 渡邊宗吾          | 明石市    |
| アーク溶接工        |        |
| 柴田寿一          | 尼崎市    |
| 田中政教          | 高砂市    |
| 後藤秀樹          | 高砂市    |
| 中原智行          | 神戸市須磨区 |
| 西園洋輔          | 神戸市須磨区 |
| ガス切断工         |        |
| 西口英樹          | 加古川市   |
| 一般機械器具組立等の職業  |        |
| タービン組立・調整工    |        |
| 形本満弘          | 明石市    |
| 井上慎也          | 加古川市   |
| 相田智史          | 神戸市西区  |
| 産業用機械組立工      |        |
| 桂直樹           | 姫路市    |
| 森川喜之          | 明石市    |
| 矢野和昭          | 明石市    |
| 機械修理工         |        |
| 小西義則          | 加古川市   |
| 稲田龍一          | 加古川市   |
| 田中誠           | 加古川市   |
| 山口文章          | 加古川市   |
| 坂東俊則          | 加古川市   |
| 柴田剛           | 姫路市    |
| 櫻井浩司          | 明石市    |
| 電気機械器具組立等の職業  |        |
| 発電機組立・調整工     |        |
| 表西信哉          | 揖保郡太子町 |
| 配電盤・制御盤組立・調整工 |        |
| 迎山哲雄          | 伊丹市    |
| 開閉制御機器組立工     |        |
| 行田悠史          | 京都市    |
| 板井川勉          | 神戸市東灘区 |
| 長濱拓也          | 神戸市北区  |
| 辻尾智           | 川西市    |
| 増岡悟           | 伊丹市    |

|                  |        |
|------------------|--------|
| 配電・制御装置修理工       |        |
| 澁谷光基             | 加古川市   |
| 梅谷弘幸             | 姫路市    |
| 電気機械部品組立・修理      |        |
| 前田伸也             | 西宮市    |
| 電動機応用製品組立工       |        |
| 新政利              | 神戸市長田区 |
| 産業用ロボット製造        |        |
| 吉村真人             | 神戸市東灘区 |
| 電気通信機器組立工        |        |
| 加藤大志郎            | 尼崎市    |
| 電子機器用高密度モジュール組立工 |        |
| 宮本孝行             | 尼崎市    |
| 電子応用機械器具組立工      |        |
| 山村和広             | 神戸市須磨区 |
| 半導体チップ製造工        |        |
| 野中幸博             | 伊丹市    |
| プリント基盤組立工        |        |
| 宮下龍二             | 伊丹市    |
| 池田史郎             | 姫路市    |
| 電子機構部品組立工        |        |
| 永田広志             | 伊丹市    |
| 配電・制御装置検査工       |        |
| 井上善晴             | 小野市    |
| 電気機械器具保守員        |        |
| 早川博康             | 姫路市    |
| 発電員              |        |
| 岩本佳和             | 加古川市   |
| 変電員              |        |
| 久保雅裕             | 加古川市   |
| 電気配線工事作業員        |        |
| 飯田敏浩             | 姫路市    |
| 輸送用機械器具組立等の職業    |        |
| 試作車組立工           |        |
| 世良由樹             | 神戸市西区  |
| 車両ぎ装工            |        |
| 川木功智             | 神戸市須磨区 |
| 坂元達郎             | 明石市    |
| 船舶修理工            |        |
| 大西正博             | 神戸市北区  |
| 衣服の職業            |        |
| 和服仕立職            |        |
| 山田明美             | 明石市    |
| 建設、土木等の職業        |        |
| 建築大工             |        |
| 中西健次             | 神戸市北区  |
| 小林克彦             | 西脇市    |
| 宮大工              |        |
| 泥真佑              | 姫路市    |
| 建設・土木作業員         |        |



|                   |         |
|-------------------|---------|
| 田中弘則              | 美方郡新温泉町 |
| 舗装作業員             |         |
| 石尾強志              | 淡路市     |
| その他の建設・建設機械運転等の職業 |         |
| 築炉工               |         |
| 本勝雅博              | 姫路市     |
| 左官                |         |
| 今井孝次              | 三木市     |
| 北条洋一              | 姫路市     |
| サービス技術職           |         |
| 三谷和永              | 神戸市須磨区  |
| 建築塗装工             |         |
| 脇良伸               | 豊岡市     |
| PC工               |         |
| 猪野寛明              | 尼崎市     |
| 植木職・造園工等の職業       |         |
| 造園工               |         |
| 大地隆一              | 丹波市     |
| 櫻井雅明              | 高砂市     |
| 石井秀樹              | 加東市     |
| 清水芳信              | 神戸市垂水区  |
| 土井義博              | 西脇市     |
| 窯業製品・化学製品製造等の職業   |         |
| 陶磁器焼成工            |         |
| 市野年彦              | 丹波篠山市   |
| 大上喜仁              | 丹波篠山市   |
| プラスチック製品検査工       |         |
| 井上里奈              | 加東市     |
| 木製品・かわ製品製造等の職業    |         |
| 木製建具製造工           |         |
| 中塚哲生              | たつの市    |
| 食料品製造等の職業         |         |
| 製めん工              |         |
| 田渕大二郎             | 加古川市    |
| 上川博文              | 宍粟市     |
| 岡田繁隆              | 宍粟市     |
| 洋生菓子製造工           |         |
| 大西達也              | 神戸市中央区  |
| 伊藤展行              | 伊丹市     |
| 平井茂雄              | 神戸市中央区  |
| 清酒製造工             |         |
| 橋口弘               | 神戸市長田区  |
| 杜氏                |         |
| 勝原誠               | 養父市     |
| 澁谷享志              | 神戸市北区   |
| 生活衛生サービスの職業       |         |
| 理容師               |         |
| 市場吉明              | 多可郡多可町  |
| 美容師               |         |
| 藤原雄次              | 姫路市     |

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 金 田 ひろ子            | 西脇市    |
| 藤 井 千 昌            | 西脇市    |
| 飲食物調理等の職業          |        |
| 日本料理調理人            |        |
| 森 脇 公 代            | 神戸市兵庫区 |
| 表具師、塗装工、畳工、写真工等の職業 |        |
| 表具師                |        |
| 家 門 秀 行            | 宝塚市    |
| 池 田 榮 二            | 明石市    |
| 金属塗装工              |        |
| 中 川 浩 行            | 豊岡市    |
| 畳工                 |        |
| 高 橋 克 仁            | 加西市    |
| 建具硝子はめ込工           |        |
| 米 田 泰 士            | 西宮市    |
| 写真工                |        |
| 榊 原 洋 介            | 丹波篠山市  |
| 三 田 幸 平            | 多可郡多可町 |
| 広告美術工、製図工等の職業      |        |
| 広告美術工              |        |
| 岡 増 夫              | 朝来市    |
| 乗物現図工              |        |
| 有 木 裕              | 明石市    |
| 装身具等身の回り品製造の職業     |        |
| かばん・袋物製造工          |        |
| 羽 倉 嘉 徳            | 豊岡市    |
| 漆器加飾工              |        |
| 竹 尾 壽 敏            | 姫路市    |
| 貴金属細工加工工           |        |
| 松 井 崇 治            | 神戸市北区  |
| フラワー装飾師            |        |
| 大 野 雅 美            | 西宮市    |
| その他の職業             |        |
| 実験計測工              |        |
| 福 盛 健 治            | 高砂市    |
| 田 方 浩 智            | 明石市    |
| 金属材料評価実験工          |        |
| 山 本 裕 介            | 神戸市西区  |
| 化学樹脂材料実験工          |        |
| 大 山 高 志            | 明石市    |



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年12月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
丹波市市島町上竹田字中日巻1126番1、1127番、1128番、1129番、1131番、1132番、1133番、5053番  
同 市同 町上竹田字日巻1135番、1136番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

丹波市市島町中竹田881番1

有限会社トラフィック関西 代表取締役 長谷川 均

3 許可年月日及び許可番号

令和3年5月18日

兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1-1号（3丹波）

## 企業庁公告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年12月17日

契約担当者

兵庫県企業庁広域水道事務所長 山田 裕紀

1 調達内容

(1) 購入する物品等の名称及び数量

兵庫県企業庁広域水道事務所多田浄水場で使用する電気

予定使用電力量 15,446,000キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

(4) 履行場所

川西市多田院字巖険6-3 多田浄水場

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。

(3) 一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和3年12月17日（金）から令和4年1月26日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所

〒666-0126 川西市多田院字巖険6-3

兵庫県企業庁広域水道事務所

電話（072）799-2071

4 入札説明書及び誓約書の交付

## (1) 交付期間

令和3年12月17日（金）から令和4年1月7日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企業庁水道課 担当 大久保

電話 (078) 341-7711 内線5444

## 5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

## (1) 提出期間

令和3年12月18日（土）から令和4年1月7日（金）まで（持参の場合は、兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

## 6 入札手続等

## (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和4年1月27日（木）午前10時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

## (2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、令和4年1月26日（水）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

## (3) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年1月26日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

## (4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合

イ 国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

## (5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和4年1月7日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和4年4月1日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

#### (7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

#### (8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

#### (9) 契約書の作成の要否

要

### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問合せ先

前記3(2)又は4(2)に同じ。

### 8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Yamada Yasunori, Director of Waterworks Office, Public Enterprises Agency,  
Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required:  
Supply of electric power, 15,446,000kWh/1 year
- (3) Delivery period: From April 1, 2022 to March 31, 2023
- (4) Delivery place:  
Waterworks Office (Tada Water Purification Plant)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
17:00 January 7, 2022
- (6) Deadline for tender:  
10:00 January 27, 2022 by direct delivery  
17:00 January 26, 2022 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr.Ookubo, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
Tel (078)341-7711 extension 5444



### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年12月17日

契約担当者

兵庫県企業庁広域水道事務所長 山田裕紀

#### 1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量  
兵庫県企業庁広域水道事務所三田浄水場で使用する電気  
予定使用電力量 8,252,000キロワット時/年
- (2) 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間  
令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで
- (4) 履行場所  
三田市西野上字上通り152番地 三田浄水場

#### 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

## 3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

## (1) 閲覧期間

令和3年12月17日（金）から令和4年1月26日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 閲覧場所

〒666-0126 川西市多田院字巖陰6-3  
兵庫県企業庁広域水道事務所  
電話（072）799-2071

## 4 入札説明書及び誓約書の交付

## (1) 交付期間

令和3年12月17日（金）から令和4年1月7日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁水道課 担当 大久保  
電話（078）341-7711 内線5444

## 5 入札参加の手續

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

## (1) 提出期間

令和3年12月18日（土）から令和4年1月7日（金）まで（持参の場合は、兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

## 6 入札手續等

## (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和4年1月27日（木）午前11時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

## (2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、令和4年1月26日（水）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

## (3) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年1月26日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

## (4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保

証金に代えて提出した場合

イ 国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和4年1月7日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和4年4月1日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。



- (9) 契約書の作成の要否  
要

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (3) 詳細は入札説明書による。
- (4) 問合せ先  
前記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Yamada Yasunori, Director of Waterworks Office, Public Enterprises Agency,  
Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required:  
Supply of electric power, 8,252,000kWh/1 year
- (3) Delivery period: From April 1, 2022 to March 31, 2023
- (4) Delivery place:  
Waterworks Office (Sanda Water Purification Plant)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
17:00 January 7, 2022
- (6) Deadline for tender:  
11:00 January 27, 2022 by direct delivery  
17:00 January 26, 2022 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Ookubo, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
Tel (078)341-7711 extension 5444



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年12月17日

契約担当者

兵庫県企業庁利水事務所長 宮内 勇 児

1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量  
兵庫県企業庁利水事務所神出浄水場で使用する電気  
予定使用電力量 5,395,000キロワット時/年
- (2) 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間  
令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで
- (4) 履行場所  
神戸市西区神出町田井3-1 神出浄水場

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
  - (3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
  - (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所  
電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間  
令和3年12月17日(金)から令和4年1月26日(水)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
  - (2) 閲覧場所  
〒651-2313 神戸市西区神出町田井3-1  
兵庫県企業庁利水事務所(神出)  
電話(078)965-2050
- 4 入札説明書及び誓約書の交付
- (1) 交付期間  
令和3年12月17日(金)から令和4年1月7日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
  - (2) 交付場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁水道課 担当 大久保  
電話(078)341-7711 内線5444
- 5 入札参加の手続  
この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (1) 提出期間  
令和3年12月18日(土)から令和4年1月7日(金)まで(持参の場合は、兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
  - (2) 提出場所  
前記4(2)に同じ。
- 6 入札手続等
- (1) 入札・開札の日時及び場所  
日時 令和4年1月27日(木)午後1時から  
場所 兵庫県庁西館 5階会議室(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)
  - (2) 入札の方法  
上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、令和4年1月26日(水)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。
  - (3) 入札保証金  
契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年1月26日(水)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合

イ 国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和4年1月7日（金）午後5時まで提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和4年4月1日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程(昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号)第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問合せ先

前記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Miyauchi Yuuji, Director of Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 5,395,000kWh/1 year

(3) Delivery period: From April 1, 2022 to March 31, 2023

(4) Delivery place:

Water Utilization Office (Kande Water Purification Plant)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 January 7, 2022

(6) Deadline for tender:

13:00 January 27, 2022 by direct delivery

17:00 January 26, 2022 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Ookubo, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel (078)341-7711 extension 5444



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年12月17日

契約担当者

兵庫県企業庁利水事務所長 宮内 勇 児

1 調達内容

(1) 購入する物品等の名称及び数量

兵庫県企業庁利水事務所加古川工業用水道管理所で使用する電気

予定使用電力量 4,735,000キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで

(4) 履行場所

加古川市平荘町養老656 加古川工業用水道管理所

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。

(3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和3年12月17日(金)から令和4年1月26日(水)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所

〒651-2313 神戸市西区神出町田井3-1  
兵庫県企業庁利水事務所(神出)  
電話(078)965-2050

4 入札説明書及び誓約書の交付

(1) 交付期間

令和3年12月17日(金)から令和4年1月7日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁水道課 担当 大久保  
電話(078)341-7711 内線5444

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和3年12月18日(土)から令和4年1月7日(金)まで(持参の場合は、兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

## 6 入札手続等

## (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和4年1月27日(木)午後2時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室 (神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

## (2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、令和4年1月26日(水)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

## (3) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年1月26日(水)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国(公社、公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

## (4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合

イ 国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

## (5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和4年1月7日(金)午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和4年4月1日(金))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問合せ先

前記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Miyauchi Yuuji, Director of Water Utilization Office, Public Enterprises Agency,  
Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 4,735,000kWh/1 year

(3) Delivery period: From April 1, 2022 to March 31, 2023

(4) Delivery place:

Kakogawa River Industrial Waterworks Office

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 January 7, 2022

(6) Deadline for tender:

14:00 January 27, 2022 by direct delivery

17:00 January 26, 2022 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Ookubo, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
Tel (078)341-7711 extension 5444

## 入札公告

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年12月17日

契約担当者

兵庫県企業庁利水事務所長 宮内勇児

## 1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量  
兵庫県企業庁利水事務所船津浄水場で使用する電気  
予定使用電力量 10,675,000キロワット時/年
- (2) 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間  
令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで
- (4) 履行場所  
姫路市船津町字平田4552-1 船津浄水場

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

## 3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧期間  
令和3年12月17日(金)から令和4年1月26日(水)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 閲覧場所  
〒679-2101 姫路市船津町字平田4552-1  
兵庫県企業庁利水事務所(船津)  
電話(079)232-5881

## 4 入札説明書及び誓約書の交付

- (1) 交付期間  
令和3年12月17日(金)から令和4年1月7日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 交付場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



兵庫県企業庁水道課 担当 大久保  
電話 (078) 341-7711 内線5444

## 5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

### (1) 提出期間

令和3年12月18日（土）から令和4年1月7日（金）まで（持参の場合は、兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

### (2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

## 6 入札手続等

### (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和4年1月27日（木）午後3時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

### (2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、令和4年1月26日（水）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

### (3) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年1月26日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

### (4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合

イ 国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

### (5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和4年1月7日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

### (6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和4年4月1日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程(昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号)第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があつた後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問合せ先

前記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Miyauchi Yuuji, Director of Water Utilization Office, Public Enterprises Agency,  
Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 10,675,000kWh/1 year

(3) Delivery period: From April 1, 2022 to March 31, 2023

- (4) Delivery place:  
Water Utilization Office (Funatsu Water Purification Plant)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
17:00 January 7, 2022
- (6) Deadline for tender:  
15:00 January 27, 2022 by direct delivery  
17:00 January 26, 2022 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Ookubo, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
Tel (078)341-7711 extension 5444

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年12月17日

契約担当者

兵庫県企業庁利水事務所長 宮内 勇児

1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量
兵庫県企業庁利水事務所市川工業用水道管理所で使用する電気
予定使用電力量 3,330,000キロワット時/年
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで
- (4) 履行場所
姫路市飾磨区妻鹿字甲の甲ヶ山394-13 市川工業用水道管理所

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和3年12月17日(金)から令和4年1月26日(水)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所

〒679-2101 姫路市船津町字平田4552-1
兵庫県企業庁利水事務所（船津）
電話（079）232-5881

4 入札説明書及び誓約書の交付

(1) 交付期間

令和3年12月17日（金）から令和4年1月7日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁水道課 担当 大久保
電話（078）341-7711 内線5444

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和3年12月18日（土）から令和4年1月7日（金）まで（持参の場合は、兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和4年1月27日（木）午後3時30分から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、令和4年1月26日（水）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年1月26日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合

イ 国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できること

を証明する書類を添付して、令和4年1月7日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和4年4月1日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直

されていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和3年12月17日(金)から令和4年1月26日(水)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所

〒679-2101 姫路市船津町字平田4552-1

兵庫県企業庁利水事務所(船津)

電話(079)232-5881

4 入札説明書及び誓約書の交付

(1) 交付期間

令和3年12月17日(金)から令和4年1月7日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企業庁水道課 担当 大久保

電話(078)341-7711 内線5444

5 入札参加の手續

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和3年12月18日(土)から令和4年1月7日(金)まで(持参の場合は、兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

6 入札手續等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和4年1月27日(木)午後4時から

場所 兵庫県庁西館 5階会議室 (神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、令和4年1月26日(水)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年1月26日(水)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国(公社、公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実

績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合

イ 国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和4年1月7日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和4年4月1日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札

者としないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

- (9) 契約書の作成の要否
要

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (3) 詳細は入札説明書による。
- (4) 問合せ先
前記3(2)又は4(2)に同じ。

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Miyaochi Yuuji, Director of Water Utilization Office, Public Enterprises Agency,
Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required:
Supply of electric power, 2,242,000kWh/1 year
- (3) Delivery period: From April 1, 2022 to March 31, 2023
- (4) Delivery place:
Ibogawa River Industrial Waterworks Office
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 January 7, 2022
- (6) Deadline for tender:
16:00 January 27, 2022 by direct delivery
17:00 January 26, 2022 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Ookubo, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
Tel (078)341-7711 extension 5444

内水面漁場管理委員会公告

兵内漁委指示第80号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、令和3年11月30日に次のとおり指示した。

令和3年12月17日

兵庫県内水面漁場管理委員会
会長 近藤 敬三

1 指示内容

- (1) 持ち出し放流の禁止
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、採捕したコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）を持ち出し他の水域に放流してはならない。
- (2) 持ち込みの制限等
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、次のことを遵守すること。
ただし、採捕したコイを同じ場所に再放流する場合は除く。

ア 放流の制限

コイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

- (7) 過去にコイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域の水に浸かったことがないこと。
- (8) PCR検査により陰性が確認されたコイ群であること。

イ 遺棄の禁止

生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

令和4年1月1日から同年12月31日まで

教育委員会公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年12月17日

契約担当者

兵庫県教育長 西上三鶴

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県立御影高等学校ほか77施設で使用するガス 予定数量 555,211m³/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

仕様書のとおり

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局管理課 電話（078）341-7711 内線4936

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定に基づきガス小売事業の登録を受けている者であること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和3年12月17日（金）から令和4年1月5日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県教育委員会事務局財務課 担当 木下
電話 (078) 341-7711 内線5934

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和3年12月20日(月)から令和4年1月5日(水)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和4年1月28日(金) 午前10時から

場所 兵庫県教育委員会事務局財務課内(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和4年1月27日(木)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年1月26日(水)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)及び(5)に示したガスの供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和4年1月5日(水)午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Nishiue Mitsuru, Superintendent of Education, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of gas, 555,211 m³/1 year

(3) Fulfillment period:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 January 27, 2022 by direct delivery

17:00 January 27, 2022 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Ms. Kinoshita, Finance Division, Hyogo Prefectural Board of Education

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078) 341-7711 Ext. 5934

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第358号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定の実施について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年12月17日

兵庫県公安委員会

委員長 大内 ますみ

1 検定の種別及び級

交通誘導警備業務2級

2 実施日時及び場所

(1) 実施日時

令和4年3月26日（土）午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

明石市荷山町1649番地の2
交通安全教育センター

3 受検定員

30人

4 受検要件

次のいずれかに該当する者

(1) 兵庫県内に住所を有する者

(2) 兵庫県内の営業所に属する警備員

5 検定試験の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続

(1) 申請期間

令和4年1月11日（火）から同年3月11日（金）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前10時から午後5時まで）

(2) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内の営業所に属する警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面1通

(イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面

(イ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

(4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員に達した時点で申請の受付を締め切る。

7 検定申請書の配布

検定申請書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課において配布している。

8 手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

9 携行品

筆記用具

10 受検についての問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課
電話 (078) 341-7441 内線3424